

昭和三十七年大蔵省令第三十一号

国税徴収法施行規則

国税徴収法施行令第七十条の規定に基づき、国税徴収法施行規則（昭和三十四年大蔵省令第九十号）の全部を改正する省令を次のように定める。（滞納処分費の納付の手續）

第一条 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号。以下「法」という。）第二条第六号（定義）に規定する納税者は、国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号。以下「令」という。）第五十一条（滞納処分費の納入の告知の手續）に規定する納入告知書の送達を受けたときは、金銭に納入告知書を添えて納付しなければならぬ。

（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）
第一条の二 公売不動産（法第九十九条の二（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）に規定する公売不動産をいう。以下この条並びに第一条の五第一項及び第二項（最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情がある場合）において同じ。）の入札等（法第七十九条第二項第三号（差押えの解除の要件）に規定する入札等をいう。以下この条及び第一条の五第二項において同じ。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した陳述書を国税局長、税務署長又は税関長に提出しなければならない。

一 公売不動産の入札等をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所
二 公売不動産の入札等をしようとする者が個人であるときは、その生年月日及び性別
三 公売不動産の入札等をしようとする者が法人であるときは、その役員の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別
四 自己の計算において公売不動産の入札等をさせようとする者がある場合であつて、その者が個人であるときは、その氏名、住所又は居所、生年月日及び性別
五 自己の計算において公売不動産の入札等をさせようとする者がある場合であつて、その者が法人であるときは、その名称及び住所並びにその役員の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別
六 公売不動産の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員）及び自己の計算において公売不動産の入札等をさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等（法第九十九条

の二第一号に規定する暴力団員等をいう。第一条の五第三項において同じ。）に該当しないこと。

七 その他参考となるべき事項

2 公売不動産の入札等をしようとする者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める書類の写しを国税局長、税務署長又は税関長に提出するものとする。

一 公売不動産の入札等をしようとする者が、指定許可等（第一条の五第三項に規定する指定許可等をいう。以下この項において同じ。）を受けて事業を行つてゐる者である場合、その者が当該指定許可等を受けていることを証する書類
二 自己の計算において公売不動産の入札等をさせようとする者が、指定許可等を受けて事業を行つてゐる者である場合、その者が当該指定許可等を受けていることを証する書類

（公売保証金に係る契約の要件）
第一条の三 法第百条第一項第二号（公売保証金）に規定する財務省令で定める要件は、期限を定めず入札者等（同項に規定する入札者等をいう。）に係る公売保証金に相当する現金を国税局長、税務署長又は税関長の催告により保証銀行等（同号に規定する保証銀行等をいう。）が納付することを約する契約であることとする。

（入札書に封することに相当する措置）
第一条の四 法第百一条第一項（入札及び開札）に規定する財務省令で定める措置は、入札をしようとする者から情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して送信がされた入札書に記載すべきこととされている事項が入力された当該入札の情報、当該送信がされた時から開札の時までの間、何人も閲覧することができないこととする措置とする。

（最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情がある場合）
第一条の五 法第百六条の二第一項ただし書（調査の囑託）に規定する財務省令で定める場合は、公売不動産の最高価申込者等（法第百条第六項第一号（公売保証金）に規定する最高価申込者等をいう。次項において同じ。）が、指定

許可等を受けて事業を行つてゐる者である場合とする。

2 法第百六条の二第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者が、指定許可等を受けて事業を行つてゐる者である場合とする。

3 前二項に規定する指定許可等とは、許可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号（定義）に規定する許可等をいう。以下この項において同じ。）であつて、当該許可等を受けようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等に該当しないことが同条第一号に規定する法令において当該許可等の要件とされているもののうち国税庁長官が指定するものをいう。

4 国税庁長官は、前項の指定をしたときは、これを告示する。
（随意契約により不動産を売却する場合における公売の規定の準用）
第一条の六 第一条の二（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）の規定は、法第百九条第四項（随意契約による売却）において準用する法第九十九条の二（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）の規定により財務省令で定めるところにより陳述する場合について準用する。この場合において、第一条の二第一項中「の入札等（法第七十九条第二項第三号（差押えの解除の要件）に規定する入札等をいう。以下この条及び第一条の五第二項において同じ。）をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同項第一号から第三号までの規定中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同項第四号及び第五号中「の入札等をさせようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、同条第二項中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、同項第一号中「の入札等を受けようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、同項第二号中「の入札等をさせようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と読み替へるものとする。

「を随意契約により買い受けさせようとする者」と読み替へるものとする。

2 前条の規定は、法第百九条第四項において準用する法第百六条の二第一項ただし書及び第二項ただし書（調査の囑託）に規定する財務省令で定める場合について準用する。この場合において、前条第二項中「の入札等をさせた者」とあるのは、「を随意契約により買い受けさせようとした者」と読み替へるものとする。

（不動産の売却決定期日）
第一条の七 法第百十三条第一項（不動産等の売却決定）に規定する財務省令で定める日は、第一号に掲げる日から第二号に掲げる日までの期間内で国税局長、税務署長又は税関長が指定する日（法第百六条の二（調査の囑託）（法第百九条第四項（随意契約による売却）において準用する場合を含む。）の規定により調査を囑託した場合であつて、同日までにその結果が明らかでないときは、その結果が明らかになつた日）とする。

一 公売期日等（法第百十一条（動産等の売却決定）に規定する公売期日等をいう。次号において同じ。）から起算して七日を経過した日
二 公売期日等から起算して二十一日を経過した日

（身分証明書の交付等）
第二条 国税局長、税務署長又は税関長は、法第五章第六節第二款（財産の調査）の規定により質問、検査、提示若しくは提出の要求若しくは搜索をし、又は法第百四十六条の二（事業者等への協力要請）の職務を執行する徴収職員に、法第百四十七条第一項（身分証明書の提示等）の身分証明書を交付しなければならない。

2 国税局長、税務署長又は税関長は、国税を収納する職員に、国税収納官吏章を交付しなければならない。

3 国税局長、税務署長又は税関長は、国税の徴収に関する処分又は滞納処分に係る歳入歳出外現金を収納する職員に、歳入歳出外現金出納官吏章を交付しなければならない。

4 前二項に規定する職員は、国税を収納する場合又は国税の徴収に関する処分若しくは滞納処分に係る歳入歳出外現金を収納する場合において、その納付する者の請求があつたときは、国税収納官吏章又は歳入歳出外現金出納官吏章を提示しなければならない。

(書式)
第三条 法又はこの省令の規定により作成する書面のうち、次の表の上欄に掲げるものの様式及び作成の方法は、それぞれ同表の下欄に掲げる書式に定めるところによる。

法第三十二条第二項(第二次納税義務の通則)の納付通知書及び法第二十四条第二項前段(譲渡担保権者の物的納税責任)の書面	別紙第一号書式
法第三十二条第二項の納付催告書	別紙第二号書式
法第五十四条(差押調書)の差押調書	別紙第三号書式
法第六十二条第一項(差押えの手続及び効力発生時期)及び法第六十二条の第二項(電子記録債権の差押えの手続及び効力発生時期)の債権差押通知書(第三債務者に対するものに限り)	別紙第四号の二書式
法第六十二条の第二項の債権差押通知書(電子債権記録機関に対するものに限り)	別紙第四号の二書式
法第六十八条第一項(不動産の差押えの手続及び効力発生時期)(法第七十条第一項(船舶又は航空機の差押え)又は法第七十一条第一項(自動車、建設機械又は小型船舶の差押え)において準用する場合を含む)及び法第七十二条第一項(特許権等の差押えの手続及び効力発生時期)の差押書	別紙第五号書式
法第七十三条第一項(電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期)の差押通知書	別紙第六号書式
法第七十三条の二第一項(振替社債等の差押えの手続及び効力発生時期)の差押通知書(発行者に対するものに限り)	別紙第六号の二書式
法第七十三条の二第一項の差押通知書(振替機関等に対するものに限り)	別紙第六号の三書式

法第八十二条第一項(交付要求の手続)の交付要求書	別紙第七号書式
法第八十六条第一項(参加差押えの手続)の参加差押書	別紙第八号書式
法第一百八条(売却決定通知書の交付)の売却決定通知書	別紙第九号書式
法第三十一条(配当計算書)の配当計算書	別紙第十号書式
法第四十六条第一項(搜索調書の作成)の搜索調書	別紙第十一号書式
法第四十七条第一項(身分証明書(提示等)の身分証明書並びに前条第二項の国税収納官吏章及び同条第三項の歳入歳出外現金出納官吏章)	別紙第十二号書式
2 法第六十七条第四項(差し押さえた債権の取立て)において準用する国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十五条第二項(納付委託)の納付受託証書の様式及び作成の方法は、国税通則法施行規則(昭和三十七年大蔵省令第二十八号)別紙第六号書式に所要の調整を加えたものによる。	
3 令第五十一条(滞納処分費の納入の告知の手続)の納入告知書の様式及び作成の方法は、国税通則法施行規則別紙第二号書式又は第二号の二書式にこれらの書式中「納税告知書」を「納入告知書」とすることその他所要の調整を加えたものによる。	
附則 1 この省令は、国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律(昭和三十七年法律第六十七号)の施行の日から施行する。	
2 この省令による改正前の国税徴収法施行規則に定める書式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。	
附則 (昭和四〇年八月一三日大蔵省令第四九号) 抄 1 この省令は、公布の日から施行する。	
附則 (昭和四一年三月二二日大蔵省令第一七号) 抄 1 この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。	
附則 (昭和五四年一月一八日大蔵省令第一号)	

この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。	
附則 (平成一四年三月二九日財務省令第二一号) 1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。	
2 改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。	
附則 (平成一四年二月二七日財務省令第七二号) 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、平成十五年一月六日から施行する。	
附則 (平成一五年三月三一日財務省令第三六号) 1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。	
2 改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。	
附則 (平成一九年三月三〇日財務省令第一八号) この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第三条第三項の改正規定は、平成二十年一月四日から施行する。	
附則 (平成二〇年一月二六日財務省令第六九号) この省令は、平成二十年十二月一日から施行する。	
附則 (平成二〇年二月二二日財務省令第八四号) 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年一月五日)から施行する。	
第二条 第五条の規定による改正前の国税徴収法施行規則に定める書式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。	
附則 (平成三〇年三月三一日財務省令第二四号) この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。	
附則 (平成三一年三月二九日財務省令第一三号) この省令は、令和元年七月一日から施行する。	

附則 (令和二年三月三一日財務省令第二〇号) 抄 (施行期日) 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、令和二年四月一日から施行する。	
附則 (令和三年三月三一日財務省令第二〇号) (施行期日) 1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。	
第二条 この省令の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。	
附則 (令和四年三月三一日財務省令第二二号) (施行期日) 1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。	
2 改正後の国税徴収法施行規則第一条の四の規定は、この省令の施行の日以後に国税徴収法第九十五条の規定により行う公告に係る公売について適用する。	
附則 (令和五年三月三一日財務省令第一八号) この省令は、令和六年一月一日から施行する。	

別紙第1号書式

[illegible]

1. 民衆の生活は、日本憲法第25条によつて、国政の目的たる幸福増進の實現に關するものとする。
2. 政治、経済活動の活動は、必ずしも憲法に、政治的、経済的でない事項を國政に關するものとする。
3. 政治活動に關する事項は、必ずしも憲法に、政治的、経済的に關するものとして規定されてゐるものとする。
4. 政治活動に關する事項は、必ずしも憲法に、政治的、経済的に關するものとして規定されてゐるものとする。
5. 政治活動に關する事項は、必ずしも憲法に、政治的、経済的に關するものとして規定されてゐるものとする。
6. 政治活動に關する事項は、必ずしも憲法に、政治的、経済的に關するものとして規定されてゐるものとする。
7. 政治活動に關する事項は、必ずしも憲法に、政治的、経済的に關するものとして規定されてゐるものとする。
8. 政治活動に關する事項は、必ずしも憲法に、政治的、経済的に關するものとして規定されてゐるものとする。
9. 政治活動に關する事項は、必ずしも憲法に、政治的、経済的に關するものとして規定されてゐるものとする。
10. 政治活動に關する事項は、必ずしも憲法に、政治的、経済的に關するものとして規定されてゐるものとする。

別紙第2号書式

[illegible]

別紙第3号書式

[illegible]

[illegible][illegible]

第1号様式附号1から5まで及び第2号様式附号2は、この様式について使用する。

[illegible]

第1号特許法第1からなるまで及び第3号特許法第2は、この特許法について施行する。

[illegible]

例1) 複式簿式1からなるまで及び附する複式簿式とは、この複式について兼用する。

図1 半複式暖房における床下及び居室の半複式暖房とは、この暖房について暖房する。

別紙第6号の2書式

備考
第1号様式(備考1)から5まで及び第3号様式(備考2)は、この様式について適用する。

別紙第6号の3書式

第一の種で最も「ちんちん」の形が正確である。この種は「ハム」(豚)である。

別紙第7号書式

[illegible]

[illegible][illegible][illegible]

新報第 12 号書式
（昭和8年6月4日、昭和9年6月1日、昭和10年6月1日、昭和11年6月1日）

圖 号

應 収 繰 上 取 金

稅 務 署

官 民 部

年 月 日 生

年 月 日 交付

稅 務 署 長

圖

- ① 用紙の大きさは、日本商業規格第8号とし、紙質は厚紙白紙とする。
- ② 国税収納官受取書は輸入品出外税納官受取書については、上記書式中「徴収税額計算」とあるのは「国税収納官受取書」又は「輸入品出外税納官受取書」とする。
- ③ 徴収税額計算書の交付を受ける職員が、国税収納官又は輸入品出外税納官であるとは異なり、上記書式中「徴収税額計算」の下に「国税収納官受取書」又は「輸入品出外税納官受取書」と記載することにより、国税収納官受取書又は輸入品出外税納官受取書に代えることができる。
- ④ 様式19番式備考4による。この様式について添付する。